

○職員給与規程

(平16規程第13号 平成16年4月1日)

改正 平16規程第100号 平成16年12月15日

平17規程第7号 平成17年4月1日

平17規程第40号 平成17年12月1日

平17規程第58号 平成18年3月30日

平18規程第7号 平成18年5月1日

平18規程第22号 平成18年9月20日

平18規程第63号 平成19年3月13日

平18規程第77号 平成19年3月30日

平19規程第86号 平成19年12月1日

平19規程第93号 平成20年2月1日

平20規程第3号 平成20年6月1日

平21規程第6号 平成21年7月1日

平21規程第38号 平成21年11月24日

平21規程第64号 平成22年3月31日

平22規程第33号 平成22年11月18日

平23規程第10号 平成24年3月21日

平24規程第11号 平成24年6月25日

平24規程第34号 平成25年2月6日

平25規程第73号 平成26年3月24日

平26規程第13号 平成26年11月17日

平26規程第39号 平成27年1月28日

平26規程第72号 平成27年3月31日

平27規程第15号 平成28年1月22日

平27規程第38号 平成28年3月29日

平28規程第9号 平成28年12月1日

平29規程第29号 平成29年12月20日

平30規程第10号 平成30年11月14日

平30規程第16号 平成31年1月18日

令1規程第48号 令和元年12月1日

令1規程第94号 令和2年3月31日

令1規程第99号 令和2年4月1日

令2規程第26号 令和2年9月25日

令4規程第8号 令和4年8月1日

令4規程第21号 令和4年9月7日

令4規程第40号 令和4年10月1日
令4規程第63号 令和4年12月5日
令4規程第101号 令和5年3月31日
令5規程第39号 令和5年11月29日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下「機構」という。）において定年制職員（研究系）就業規程（平25規程第80号）第30条第2項、定年制職員（技術・事務系）就業規程（平25規程第81号）又は学術研究船船員就業規程（平16規程第11号）の適用を受ける者（以下「職員」という。）の給与について定めることを目的とする。

(用語の定義)

第1条の2 この規程において使用する用語は、定年制職員（研究系）就業規程、定年制職員（技術・事務系）就業規程及び学術研究船船員就業規程において使用する用語の例による。

(職員の給与)

第2条 職員の給与は、本給及び諸手当とする。

2 諸手当は、超過勤務手当、休日勤務手当、深夜手当、潜水手当、放射線業務手当、役職手当、船員手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、寒冷地手当、船舶衛生管理者手当、在船当番手当、年次有給休暇中の船員に対する食費及び期末手当とする。

3 機構は、人事院により国家公務員法（昭和22年法律第120号）第3条第2項に基づく勧告がなされたときは、当該勧告の内容を勘案して職員の給与に対し、増額又は減額を含む変更を行うことができるものとする。

4 前項による変更は、原則として前項の勧告に基づき一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）等が改正された年度に実施する。

(重複給与の禁止)

第3条 職員が機構において、職を兼ねる場合は、これに対し給与を重複して支給することはできない。

(給与の支給)

第4条 職員の給与は、法定控除の項目及び労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条の規定に基づく労働者代表との書面による協定によって控除することに同意を得た項目を控除し、その残額を通貨をもって直接職員に支給する。ただし、第22条の船員手当を支給されている職員（以下「船員」という。）については、給与を直接船員に支給する他、船員から請求があった場合には、当該船員の同居の親族又は当該船員の収入によって生計を維持する者に支給することができるものとする。

(給与の支給定日及び支給方法)

第5条 職員の給与（期末手当を除く。）の支給定日は、毎月25日（25日が定年制職員（研究系）就業規程第15条、定年制職員（技術・事務系）就業規程第14条及び学術研究船船員就業規程第29条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは25日以前の最も近い休日でない日）とする。

2 前項に定める日に支給する給与は、当月分の本給、役職手当、船員手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、寒冷地手当及び船舶衛生管理者手当並びに前月分の超過勤務手当、休日勤務手当、深夜手当、潜水手当、放射線業務手当及び在船当番手当とする。

3 職員を15日以降月末までに採用し、又は復職させたときは、当該職員その月の本給、役職手当、船員手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当及び船舶衛生管理者手当は翌月の支給定日に支給する。

4 職員が15日以降月末までに本給、役職手当、船員手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当及び船舶衛生管理者手当について異動を生じたときは、その異動により増額又は減額すべき給与は、翌月の支給定日において増額又は減額して支給する。

5 職員が死亡し、又は離職したときは、前4項の規定にかかわらず、その際に給与を支給する。

(非常時払)

第6条 職員が、その者、その者の同居の親族又はその者の収入によって生計を維持している者の出産、疾病、災害、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用にあてるため給与を請求したときは、その請求の日までの給与を第8条に規定する日割計算により支給する。

(給与の日割計算)

第7条 職員の本給、役職手当、船員手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当及び船舶衛生管理者手当が月の中途において採用、離職、休職、復職及び役職の異動その他の事由により異動を生じたときは、発令の日から起算し、次条に規定する日割計算

をもって支給する。ただし、死亡又は定年により退職するときは全額を支給する。

(日割計算の方法)

第8条 本給、役職手当、船員手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当及び船舶衛生管理者手当の日割計算は、それぞれの月額を、当該月の労働日数で除して得た額にその者が当該月において職員として在職した日数（定年制職員（研究系）就業規程第15条、定年制職員（技術・事務系）就業規程第14条及び学術研究船船員就業規程第29条に定める休日の日数を除く。）を乗じて得た額とする。

(時間単価)

第9条 この規程における勤務時間1時間当りの給与額（以下「時間単価」という）は、本給、及び諸手当（労働基準法（昭和22年法律第49号）第37条の割増賃金の基礎とならない賃金に相当する諸手当を除く。）の月額の合計額を別に定める機構の職員の勤務時間（以下「所定勤務時間」という。）の1年間における1月平均の時間数で除して得た額とする。

2 本条で定める時間割計算の際の実労働時間数は、1か月における各計算対象の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合、30分未満の時間は切り捨て、30分以上1時間未満の時間は1時間に切り上げて算定する。

(端数の取扱い)

第10条 この規程の定めによって算出した金額に50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。

第2章 給与

第1節 本給

(本給)

第11条 職員の本給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき定めるものとする。

2 前項の本給は、月額とし、役職定年日（役職定年制度規程（令4規程第100号）第3条に定める役職定年日をいう。以下同じ。）までは別表第1の本給表A、役職定年日の翌日以降は別表第2の本給表Sにそれぞれ定める級号給により支給する。

3 前項の規定にかかわらず、役職定年制度規程第7条に定める特例任用を受ける期間においては、役職定年日の翌日以降においても本給表Aに定める級号給により支給する。

(初任給)

第12条 新たに採用された職員の受ける本給は、別に定める基準により、その者の能力及び経歴並びにその職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して決定する。

(昇級及び昇給)

第13条 職員の昇級は、初任給、昇級及び昇格等の取扱規則(平20規則第6号)に基づき行う。

2 職員の昇給は、その者の勤務成績に応じて、次のとおり行う。この場合において、次条に定める昇給の時期以前1年以内に、当該職員が定年制職員(研究系)就業規程第64条、定年制職員(技術・事務系)就業規程第65条又は学術研究船船員就業規程第74条の規定による懲戒処分を受けたときは、これを併せて考慮する。

(1) 4月1日から、12月を下らない期間(以下「昇給期間」という。)を勤務したときは、勤務成績が良好でない職員を除き、4号給を基準とし、勤務成績に応じ、1号給から8号給以内の幅において昇給させることができる。

(2) 前号の規定にかかわらず、職員が55歳に達した日後における最初の4月1日から満65歳に達した日(誕生日の前日)以後における最初の3月31日までに行われる当該職員の昇給は、前号の定めにより決定される号給に応じて、次の表に規定する号給において行う。

第1号により決定される号給	職員が55歳に達した日後における最初の4月1日から、満65歳に達した日(誕生日の前日)以後における最初の3月31日までに行われる当該職員の昇給
8号給及び7号給	2号給
6号給及び5号給	1号給
4号給	昇給しない
3号給、2号給及び1号給	昇給しない

(3) 職員が満65歳に達した日(誕生日の前日)以後における最初の4月1日以降、当該職員は、第1号の規定にかかわらず、昇給しない。

(4) 職員の昇給は、その属する級における最高の号給(以下、「最高号給」という。)を超えて行うことはできない。

(5) 昇給日において最高号給を受ける職員は、第1号及び第2号の規定にかかわらず、昇給しない。

(6) 昇給に関し、この基準に定める以外の取扱いについては、細則に定めるところによる。

3 前項第2号及び第3号に定める年齢の基準日は、毎年4月1日とする。

(昇給の時期)

第14条 勤務成績に応じて行う職員の昇給の時期は、毎年7月1日とする。

2 昇格に伴う昇給は、昇格の日に実施する。

第15条 削除

第2節 諸手当

(超過勤務手当)

第16条 超過勤務手当は、所定就業日の所定就業時間外及び法定外休日に勤務することを命ぜられて勤務した職員に対し、その勤務（以下「時間外勤務」という。）した時間について、時間単価に次に掲げる勤務の区分に応じた割合（その勤務時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に第17条に定める割合を加算した割合）を乗じて得た額を支給する。ただし、船員については第16条の3で定める。

(1) 1か月の時間外勤務の時間数に応じた超過勤務手当の割合は次のとおりとする。なお、1か月は毎月1日を起算日とする。

ア 45時間以下 100分の125

イ 45時間超60時間以下 100分の125

ウ 60時間超 100分の150

(2) 1年間の時間外勤務の時間数が360時間を超えた場合の超過勤務手当の割合は、100分の125とする。ただし、前号ウに該当する場合は、本号の規定によらず前号ウの規定を適用する。

(休日勤務手当)

第16条の2 休日勤務手当は、法定休日に勤務することを命ぜられた職員に対し、その勤務した時間について、時間単価に100分の135（その勤務時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に第17条に定める割合を加算した割合）を乗じて得た額を支給する。ただし、船員については第16条の3で定める。

(船員の超過勤務手当及び休日勤務手当)

第16条の3 船員の超過勤務手当及び休日勤務手当については次の各号のとおりとする。

(1) 船員の超過勤務手当は、時間外勤務を命ぜられた船員に対し、その勤務した時間について、時間単価に100分の130（その勤務時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の155）を乗じて得た額を支給する。

(2) 船員の休日勤務手当は、学術研究船船員就業規程第29条第1項に定める休日に

勤務することを命ぜられた船員に対し、その勤務した時間について、時間単価に100分の140（その勤務時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の165）を乗じて得た額を支給する。

（深夜手当）

第17条 深夜手当は、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対し、その勤務した時間について、時間単価に100分の25を乗じて得た額を支給する。

（潜水手当）

第18条 潜水手当は、潜水作業、異常気圧内作業又は潜水調査船に乗り組み潜航して行う作業に従事した職員に対して支給する。

2 潜水手当の種類及び金額は、次の各号に定めるところによる。

（1）潜水器具を着用して、空気による潜水作業に従事した者に対しては、従事した時間1時間につき、潜水深度の区分に応じて、次の表に定める額を支給する。

潜水深度の区分	手当額
20mまで	310円
30mまで	780円
30mをこえるとき	1,500円

（2）潜水器具を着用して、混合ガスによる潜水作業に従事した者に対しては、従事した時間1時間につき、潜水深度の区分に応じて、次の表に定める額を支給する。

潜水深度の区分	手当額
20mまで	310円
30mまで	780円
50mまで	1,400円
70mまで	2,000円
90mまで	2,800円
110mまで	3,500円
130mまで	4,500円
150mまで	5,500円
200mまで	6,500円
250mまで	7,300円
300mまで	8,000円
300mをこえるとき	8,800円

（3）異常気圧内で行う作業に従事した者に対しては、従事した時間1時間につき、気圧の区分に応じて次の表に定める額を支給する。

気圧の区分(ゲージ圧力)	手当額
2 kg/cm ²	2 1 0 円
3 kg/cm ²	5 6 0 円
5 kg/cm ²	9 1 0 円
7 kg/cm ²	1, 3 3 0 円
9 kg/cm ²	1, 8 3 0 円
1 1 kg/cm ²	2, 3 3 0 円
1 3 kg/cm ²	3, 0 0 0 円
1 5 kg/cm ²	3, 6 8 0 円
2 0 kg/cm ²	4, 3 5 0 円
2 5 kg/cm ²	4, 8 5 0 円
3 0 kg/cm ²	5, 3 5 0 円
3 0 kg/cm ² をこえると き	5, 8 5 0 円

(4) 潜水調査船に乗り組み、潜航して行う作業に従事した者に対しては、従事した時間1時間につき、潜水深度の区分に応じて、次の表に定める額を支給する。

潜水深度の区分	手当額
3 0 0 mまで	1, 7 0 0 円
3 0 0 mをこえるとき	2, 2 1 0 円

3 前2項に定めるもののほか、潜水手当の支給に関し必要な事項は、別に規則で定める。

(放射線業務手当)

第19条 放射線業務手当は月額とし、常時継続して放射線業務に従事した職員に対して次の区分により支給する。

区分	1号	2号	3号
金額	5, 1 0 0 円	3, 6 0 0 円	2, 1 0 0 円

2 前項に定めるもののほか、放射線業務手当の支給に関し必要な事項は、別に規則で定める。

(役職手当)

第20条 役職手当は、部長、室長、課長及びこれらと同等とみなされる職に対し、職務における責任の程度及び職務の内容により、次に定める区分により支給する。

- (1) 1号 1 3 0, 0 0 0 円
- (2) 2号 1 2 0, 0 0 0 円
- (3) 3号 1 1 0, 0 0 0 円

- (4) 4号 100,000円
- (5) 5号 90,000円
- (6) 6号 80,000円
- (7) 7号 70,000円
- (8) 8号 60,000円
- (9) 9号 50,000円
- (10) 10号 35,000円
- (11) 11号 25,000円
- (12) 12号 15,000円

2 前項の規定による額が、役員報酬規程（平16規程第12号）第3条に規定する常勤役員の本給月額のうち最低の本給月額及びこれに対する特別地域手当の月額の合計額から職員が受ける本給、船員手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額を差引いた額を超えることとなる場合には、その者に支給する役職手当の月額は前項の規定にかかわらず、その差し引いた額に満たない理事長が定める額とする。

3 第16条及び第16条の2の規定は、本条第1項第1号から第9号に掲げる職員に対しては適用しない。ただし、船員についてはこの限りでない。

第21条 削除

（船員手当）

第22条 船員手当は、学術研究船船員就業規程第35条に基づき船員を任命され、船員法（昭和22年法律第100号）の適用を受けることとなった職員に対し、月額40,000円を支給する。

（扶養手当）

第23条 扶養手当は、次の各号に定める者であつて、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者（以下「扶養親族」という。）のある職員に対して支給する。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹及び孫
- (5) 重度心身障害

2 削除

3 扶養手当の月額は、第1項、人事制度規程（平18規程第41号）に定める職種及

びキャリア並びに職員の職務における責任の程度及び職務の内容に応じ次のとおりとする。

(1) 第1項第1号に該当する扶養親族

職種及びキャリア 並びに職員の職務における責任の程度及び職務の内容	月額
上席研究員、技術統括、海事統括、事務統括又は事務専門統括のいずれかである職員であって、役職手当1号から4号のいずれかを受ける職員	支給しない
上席研究員である職員であって、役職手当5号から9号のいずれかを受ける職員又は准研究主幹、技術主幹、海事主幹、事務主幹若しくは事務専門主幹のいずれかである職員であって、役職手当1号から9号のいずれかを受ける職員	3,500円
上記以外の職員	6,500円

(2) 第1項第2号に該当する扶養親族 扶養親族1人につき10,000円

(3) 第1項第3号から第5号に該当する扶養親族

職種及びキャリア 並びに職員の職務における責任の程度及び職務の内容	月額
上席研究員、技術統括、海事統括、事務統括又は事務専門統括のいずれかである職員であって、役職手当1号から4号のいずれかを受ける職員	支給しない
上席研究員である職員であって、役職手当5号から9号のいずれかを受ける職員又は准研究主幹、技術主幹、海事主幹、事務主幹若しくは事務専門主幹のいずれかである職員であって、役職手当1号から9号のいずれかを受ける職員	扶養親族1人につき 3,500円
上記以外の職員	扶養親族1人につき 6,500円

4 扶養親族たる子のうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数に乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を職員課長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(第1項第2号又は第1項第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてについて同項第2号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

7 扶養手当は、これを受けている職員に対し更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で扶養親族たる配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び同項第3号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

8 この規程に規定するもののほか、扶養手当の支給に関して必要な事項は、別に規則で定める。

(地域手当)

第24条 地域手当は、東京都特別区、神奈川県横浜市又は神奈川県横須賀市に所在する事務所に在勤する職員に対して支給する。

2 地域手当の月額、本給の月額に100分の7を乗じて得た額とする。

(地域手当の異動保障等)

第25条 前条第1項に規定する事務所に在勤する職員が、その在勤する事務所を異にして異動した場合、当該異動後の事務所が同項に規定する事務所に該当しないことになるときは、当該職員には前条第1項の規定にかかわらず当該異動の日から2年を経過するまでの間、本給の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じて定める割合を乗じて得た額の地域手当を支給する。

(1) 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合(異動前の支給割合が当該異動の後に改正された場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合)

(2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た額

2 前項に規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項については別に細則で定める。

(広域異動手当)

第25条の2 第24条第1項に規定する事務所に在勤する職員が、その在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合において、当該異動又は移転(以下この条において「異動等」という。)につき、事務所間の距離(異動等の日の前日に在勤していた事務所の所在地と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下、この項において同じ。)及び当該異動の直前の住居から当該異動の直後に勤務する事務所までの距離(異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)が、最も経済的かつ合理的と認められる距離でいずれも60キロメートル以上であるときは(当該住所と事務所との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合を含む。)、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、本給の月額に当該異動等に係る事務所間の距離に応じた次の各号に掲げる割合を乗じた月額を広域異動手当として支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた事務所へ異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合は、この限りでない。

(1) 300キロメートル以上 100分の7

(2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等(以下この項において「当初広域異動等」という。)の日から3年を経過する日までの間の異動等(以下この項において「再異動等」という。)により前項の規定に

より更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

3 前2項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、第24条及び第25条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動等の支給割合は、前2項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において前2項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は支給しない。

(研究員調整手当)

第25条の3 研究員調整手当は、人事制度規程(平18規程第41号)第2条第2号アに定める研究職(サイエンス)及び同規程同条同号イに定める研究職(テクノロジー)である職員に支給する。

2 研究員調整手当の月額、本給の月額に100分の6を乗じて得た額とする。

(住居手当)

第26条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。第3号において同じ。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(機構から借上社宅を貸与されている職員及び公務員宿舍等に入居している職員を除く。)

(2) 削除

(3) 第28条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(機構から借上社宅を貸与されている職員及び公務員宿舍等に入居している職員を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(第1号に掲げる職員のうち第3号に掲げる職員であるものについては、第1号に定める額及び第3号に定める額の合計額)とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額
ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000

円を控除した額

イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは17,000円）を11,000円に加算した額

(2) 削除

(3) 前項第3号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 住居手当の支給は、職員が新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、別に定めるところによる届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。また、住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前述ただし書きの規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

4 前3項に規定するもののほか住居手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

(通勤手当)

第27条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員

(2) 通勤のため自動車その他交通の用具で、別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下、「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が45,000円を超えるときは、その額と45,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円）を45,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

(2) 前項第2号に掲げる職員 次の各号に掲げる職員の区分に応じて、支給単位期間につき、それぞれ次に掲げる額

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上である職員 24,400円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額（1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が45,000円を超えるときは、その額と45,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円）を45,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

3 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、所在する地域を異にする事務所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は事務所移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とする職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める

額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1か月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、国家公務員その他別に定める者であった者から引き続き職員として任用された者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とする職員（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員と権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあつては、当該別に定める期間）に係る最初の月の別に定める日に支給する。

6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月）をいう。

8 前各項に規定するもののほか、通勤手当の額の算出方法及び通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(単身赴任手当)

第28条 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職

員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額（以下「加算額」という。）を加算した額）とする。

3 国、独立行政法人、地方公共団体、公庫、公団及びその他別に定める機関の職員であった者から引き続き職員給与規程の適用を受ける職員となり、これに伴い住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後の在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（採用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

5 前各項に規定する別に定める事項については、国家公務員に準じて定めるものとする。

（寒冷地手当）

第29条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日において、青森県むつ市に在勤する、または採用、異動等の事由により在勤することとなった職員のうち、次の各号のほか、規則により規定する条件に合致する者に対して支給する。

（1）世帯主である職員のうち、扶養親族のある者：17,800円

（2）世帯主である職員のうち、前号以外の者：10,200円

（3）本条第1号及び第2号以外の者：7,360円

2 前項に規定するもののほか、寒冷地手当の支給に関して必要な事項は、別に規則で定める。

第30条 削除

（船舶衛生管理者手当）

第30条の2 船舶衛生管理者手当は、船員のうち、船舶衛生管理者に指名された者に対して次の手当を支給する。

- (1) 適任証を受有する者 月額 14,000円
- (2) 適任証を受有しない者 月額 8,400円

(在船当番手当)

第30条の3 在船当番手当は、機構が所有する学術研究船の停泊中に、船長の命により船内に留まることを義務づけられた船員及び派遣船員(以下「在船当番者」という。)のうち、船員に対して支給する。

2 前項において派遣船員とは、船員職業安定法(昭和23年法律第130号)の定めに基づき機構と船員派遣元事業主との間で締結した船員派遣契約により機構に派遣されている者をいう。

3 在船当番手当の支給額は、1船あたり1回につき3,000円を上限とし、各回の1人あたりの支給額は、3,000円をその回の在船当番者の人数で除した額とする。

(年次有給休暇中の船員に対する食費)

第30条の4 船員法第78条に定める年次有給休暇中の食費については、1日あたり以下の額を支給する。

区分	支給額
船員食費	1,400円

(期末手当)

第31条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日から起算して1月以内に、理事長の決定に基づき支給する。これらの基準日前30日以内において退職し、又は死亡した職員(理事長が別に定める職員を除く。)についても同様とする。

2 期末手当の支給額は、職員が基準日現在又は退職の時若しくは死亡した時に受けるべき給与月額(第20条第1項第10号から第12号までの役職手当の支給を受ける職員にあっては、受けるべき給与の月額から当該役職手当の月額を除いた額。)及び次の各号に規定する額を基礎として、勤務成績等を勘案して理事長が定める基準により計算した額に、職員の在職期間に応じて第3項に規定する割合を乗じた額とする。ただし、第2条第3項に基づき給与の変更がなされた年度にあっては、期末手当の額を定めるにあたって、当該変更がなされるまでの期間に既に支給した給与と当該変更を反映して当該期間に支給すべき給与との差額を考慮するものとする。

(1) 次の各号に掲げる職務にある職員にあっては、それぞれ当該各号に規定する率を本給月額に乗じて得た額

ア 第20条第1号から第4号までのいずれかを給される職務及びこれと同等と認められる職務で理事長の指定したもの 100分の19

イ 第20条第5号から第9号までのいずれかを給される職務及びこれと同等と認められる職務で理事長の指定したもの 100分の12

(2) 前号に定めるもののほか、次の各号に掲げる職員にあっては、それぞれ当該各号に定める率を本給月額及びこれに対する地域手当及び広域異動手当の合計額に乗じて得た額

ア 本給の級において7級である職員 100分の20

イ 本給の級において6級である職員 100分の15

ウ 本給の級において5級である職員 100分の10

エ 本給の級において3級又は4級である職員 100分の5

3 第2項に規定する職員の在職期間に応じた割合は、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 在職期間が6か月である職員にあっては、100分の100

(2) 在職期間が5か月以上6か月未満である職員 100分の80

(3) 在職期間が3か月以上5か月未満である職員 100分の60

(4) 在職期間が3か月未満である職員 100分の30

4 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に細則で定める。

第3章 給与の特例

第32条 削除

(休職者等の給与)

第33条 職員が業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり業務に従事しなかったときは、その期間中、この者に本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、寒冷地手当及び期末手当の全額を支給する（ただし、期末手当については、第31条第1項の支給決定がなされた場合に限る）。

2 職員が業務以外の負傷又は疾病により休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでの期間については、この者に本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、寒冷地手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を、満1年を超える期間については、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、寒冷地手当及び期末手当のそれぞれ100分の60を支給することができる。

3 職員が刑事事件に関し起訴されたことにより休職にされたときは、その期間中、この者に本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

4 職員がサバティカル制度規程（令4規程第84号）に定めるサバティカル制度の適

用を受けて休職にされたときは、この者に本給、扶養手当、地域手当、地域手当の異動保障等、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、単身赴任手当、寒冷地手当及び期末手当の全額を支給する。

5 職員が前各号以外の事由により休職にされたときは、理事長がその都度定めるところにより給与を支給することができる。

(欠勤者の給与)

第34条 傷病による欠勤者（欠勤の承認を受けた者に限る。）に対する給与については、欠勤を始めた日から6月に限り、その本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、寒冷地手当及び期末手当の全額を支給する。その後の、欠勤した期間については、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、寒冷地手当及び期末手当のそれぞれ100分の50を支給することができる。

2 前項以外の事由による欠勤者（欠勤の承認を受けた者に限る。）に対する給与は、欠勤を始めた日から1月に限り、この者に本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当の全額を支給することができる。その後の欠勤した期間については、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の50を支給することができる。

(承認を得ない欠勤者の給与)

第35条 職員が欠勤した場合の給与は、前条に該当する場合を除き、その勤務しない1日につき第8条の日割計算を準用し算定した額又は勤務しない1時間につき第9条に定める時間単価を減額して支給する。

(育児休業者の給与)

第36条 職員が育児休業に関する規則（平16規則第64号。以下「育児休業規則」という。）第3条の規定に基づき育児休業をしている期間及び同規則第11条の2の規定に基づき出生時育児休業をしている期間については、給与を支給しない。この場合において、日割計算が生じる場合には第8条の計算方法を準用する。

2 第31条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業及び出生時育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

3 育児休業及び出生時育児休業をした職員が職務に復帰した場合の昇給については、別に細則に定める。

4 職員が育児休業規則第15条の規定に基づく部分休業をしている場合の給与は、その勤務しない1時間につき第9条に定める時間単価を減額して支給する。

5 前各項に規定するもののほか必要な事項は、別に定める。

(介護休業者の給与)

第37条 職員が介護休業に関する規則（平16規則第65号。以下「介護休業規則」という。）により勤務しない場合の給与は、その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、その勤務しない1日につき第8条の日割計算を準用し算定した額又は勤務しない1時間につき第9条に定める時間単価を減額して支給する。

2 介護休業規則により引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合の昇給については、別に細則に定める。

3 前2項に規定するもののほか、必要な事項は別に定める。

(配偶者同行休業者の給与)

第38条 職員が配偶者同行休業に関する規則（平26規則第8号）第2条第3項に規定する配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

2 前項に規定するもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 機構の設立の際、海洋科学技術センター（以下「センター」という。）の職員であったもので、引き続き機構の職員となった者の勤続期間の計算については、センターの職員であった期間を機構の勤続期間とみなす。

3 機構の設立の日の前日に東京大学海洋研究所の職員として在職する者が、引き続き機構の職員となった者の勤続期間の計算については、国家公務員として引き続いた在職期間を機構の職員としての勤続期間とみなす。

(昇級停止に関する経過措置)

4 平成11年4月1日（以下「基準日」という。）前から引き続き本給表の適用を受ける職員及び機構の設立の日の前日に東京大学海洋研究所の職員として在職する者が引き続いて機構の職員となった者のうち、基準日後に昇給停止年齢を超える職員で、基準日の前日におけるその年齢と昇給停止年齢との近接の度を考慮して昇給停止年齢超過職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員については、第13条第2項第2号の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も、別に定めるところにより、昇給させることができる。

(初任給調整手当の暫定措置)

5 機構の成立の日の前日に海洋科学技術センターの職員であった者から機構の成立の日に引き続き機構の職員となった者のうち、海洋科学技術センターの職員給与基準

(46 規程第 5 号) 第 21 条の規定による初任給調整手当の支給を受けていた者については、平成 17 年 3 月 31 日までの間、なお従前の例による初任給調整手当を支給する。

(大学卒試験採用職員の特例措置)

6 大学卒試験採用職員のうち、別表第 1 の本給表中 2 級 2 号を受ける者の本給月額は、第 11 条第 2 項の規定にかかわらず、211,600 円とする。

附 則 (平 16 規程第 100 号)

この規程は、平成 16 年 12 月 15 日から施行し、平成 16 年 10 月 28 日から適用する。

附 則 (平 17 規程第 7 号)

この附則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平 17 規程第 40 号)

1 この附則は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

(平成 17 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成 17 年 12 月に支給する期末手当の額は、第 31 条の規定にかかわらず、職員給与規程により算定される期末手当の額 (以下「基準額」という。) から次に掲げる額の合計額 (以下「調整額」という。) に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成 17 年 4 月 1 日 (同月 2 日から同年 11 月 30 日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日) において職員が受けるべき本給、役職手当、研究手当、船員手当、特別都市手当、の月額の合計額に 100 分の 0.3 を乗じて得た額 (第 3 号において「第 1 号基礎額」という。) に、同年 4 月から施行日の属する月の前月までの月数 (同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数) を乗じて得た額

(2) 平成 17 年 6 月に支給された期末手当の額に 100 分の 0.3 を乗じて得た額

(3) 第 1 号基礎額又は第 2 号に掲げる額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則 (平 17 規程第 58 号)

この附則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平 18 規程第 7 号)

この附則は、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平 1 8 規程第 2 2 号）

1 この規程は、平成 1 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 第 2 1 条に定める研究手当の支給を受ける職員のうち、改正後の役職手当及び研究手当の支給総額が従前の支給総額に達しない職員、並びに研究手当の支給額が従前の支給額に達しない職員（以下、「経過措置対象職員」という。）については、次の各号により調整額を支給する。

（1）経過措置対象職員のうち、改正後の役職手当及び研究手当の支給総額が従前の支給総額に達しない職員については、その差額分を平成 2 0 年 3 月 3 1 日まで支給することとする。

（2）経過措置対象職員のうち、研究手当の支給額が従前の支給額に達しない職員については、その差額分を平成 2 0 年 3 月 3 1 日まで支給することとする。

附 則（平 1 8 規程第 6 3 号）

この附則は、平成 1 9 年 3 月 1 3 日から施行する。

附 則（平 1 8 規程第 7 7 号）

1 この附則は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

（本給表の改定に伴う号給の切替え）

2 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員については、次の各号により号給を切り替える。

（1）切替日の前日において 1 級または 2 級である職員にあつては、切替日の前日の号給のまま

（2）切替日の前日において 3 級である職員にあつては、切替日の前日の号給から、5 を減じた号給

（3）切替日の前日において 4 級である職員にあつては、切替日の前日の号給から、1 3 を減じた号給

（4）切替日の前日において 5 級である職員にあつては、切替日の前日の号給から、2 0 を減じた号給

（5）切替日の前日において 6 級である職員にあつては、切替日の前日の号給から、1 2 を減じた号給

（6）切替日の前日において 7 級である職員にあつては、切替日の前日の号給から、2 0 を加算した号給

（号給の切替えの特例）

3 切替日の前日に受ける号給が、前項の切替により減じる号給数以下である職員にあ

っては、前項の定めにかかわらず1号給を給して号給を切り替える。

(号給の切替えの特例を受ける職員の昇給)

4 前項に該当する職員の平成19年4月1日の昇給は、第13条第2項第1号の定めにかかわらず、第2項に定める切替により減じる号給数と当該職員が切替日の前日に受ける号給の差を4号給から減じた号給数を基準号給数とする。

(最高号給を超える職員の昇給)

5 昇給によって最高号給を超えることとなる職員及び昇給日において最高号給を受ける職員は、平成21年3月31日までの間、第13条第2項第4号及び第5号の定めにかかわらず昇給させることができる。

(1) 最高号給を超える職員の本給額は、最高号給の本給額に最高号給の本給額と最高号給より1下位の号給の本給額との差額を加え、これを1号給上位の号給として定める。

(船員手当の改定に関する経過措置)

6 第22条に定める船員手当の支給を受ける職員のうち、改正後の役職手当及び船員手当の支給総額が従前の支給総額に達しない職員、並びに船員手当の支給額が従前の支給額に達しない職員については、次の各号により調整額を支給する。

(1) 改正後の役職手当及び船員手当の支給総額が従前の支給総額に達しない職員については、その差額分を平成20年3月31日まで支給する。

(2) 船員手当の支給額が従前の支給額に達しない職員については、その差額分を平成20年3月31日まで支給することとする。

(扶養手当支給額に関する経過措置)

7 平成19年度においては第23条第3項の定めにかかわらず、第23条第2項第1号に該当する扶養親族について9,900円、同項第2号から第5号までの扶養親族1人につき2,500円として扶養手当を支給する。

(子に係る加算に関する経過措置)

8 第23条第4項は、平成19年度においては適用しない。

(国等の機関から引き続いて機構の職員となった者の扶養手当)

9 職員退職手当支給規程(平16規程第15号)に定める者のうち、切替日の前日から引き続き機構に在籍する者については、第23条第1項第2号から第5号までを適用しない。

(1) 本項に定める職員における扶養手当の月額は、第23条第3項の定めにかかわらず9,900円とする。

(本給改定に伴う経過措置)

10 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける定年制職員であって、次の各号に該当する職員については、本給月額その他、各号に定める額を本給として支給する。

(1) 切替日以降における扶養手当の支給額が、切替日の前日における扶養手当の支給額以上となる職員であって、切替日以降における本給月額と扶養手当の合計額が、切替

日の前日における本給月額と扶養手当の合計額未満である職員に対しては、切替日の前日における本給月額及び扶養手当の合計額と、切替日以降の本給月額及び扶養手当の合計額の差額

(2) 切替日の前日において扶養手当の支給を受けない職員及び切替日以降における扶養手当の支給額が切替日の前日における扶養手当の支給額未満である職員であって、切替日以降の本給月額が、切替日の前日における本給月額未満である職員に対しては、切替日の前日における本給月額と、切替日以降の本給月額の差額

附 則 (平19規程第86号)

この規程は、平成19年12月1日から施行し、平成19年4月1日より適用する。

附 則 (平19規程第93号)

- 1 第15条に規定する特別昇給は、平成22年4月1日をもって廃止する。
- 2 この規程は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条、第5条、第7条、第8条、第20条、第31条、第33条及び第34条における広域異動手当に係る規定は、平成20年2月1日から施行し、平成19年4月1日から遡って適用する。

附 則 (平20規程第3号)

この規程は、平成20年6月1日から施行する。ただし、第27条は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 (平21規程第6号)

- 1 この規程は、平成21年7月1日から施行する。
- 2 施行日前日に、本給表の適用を受ける職員のうち、施行日から本給表Aの適用を受ける職員については、施行日前日と同じ号給とする。
- 3 施行日前日に、本給表の適用を受ける職員のうち、施行日から本給表Bの適用を受ける職員については、本給表Bにおける本給、切り替え後の地域手当、研究員調整手当の合算額が、施行日前日の本給に40,000円を加算した額、切り替え前の地域手当の合算額を下回らない範囲の号給とする。

附 則 (平21規程第38号)

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。
(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、職員給与規程により算出される期末手当の額(以下「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(以下「調整額」といい、同年6月1日において第3項末尾の表に定める減額改定対象外職員であった者に

あつては、第1号に掲げる額をいう。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成21年4月1日(同月2日から同年11月30日までの間に新たに職員となった者にあつては新たに職員となった日、同月1日において減額改定対象外職員であつた者で同月2日以降に減額改定対象外職員以外の職員となった者にあつては当該職員となった日(これらの日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日))において職員が受けるべき本給、役職手当、研究手当、船員手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び単身赴任手当から第28条第2項に定める加算額を除いた額の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額(第3号において「第1号基礎額」という。)に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかつた期間、本給を支給されなかつた期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成21年6月に支給された期末手当の額に100分の0.24を乗じて得た額

(3) 第1号基礎額又は第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 平成21年7月1日から同年11月30日までの間に新たに職員となった者にあつては、前項第1号の研究手当は、研究員調整手当と読み替える。

【平成21年4月1日から6月30日までの間に減額対象外職員となった者】

本給表	級	号
本給表	1級	第1号から第40号まで
	2級	第1号から第33号まで
	3級	第1号から第20号まで

【平成21年7月1日以降減額対象外職員となった者】

本給表	級	号
本給表A	1級	第1号から第40号まで
	2級	第1号から第33号まで
	3級	第1号から第20号まで
本給表B	1級	第1号から第56号まで
	2級	第1号から第32号まで

(本給改定に伴う経過措置の改正について)

4 本規程の施行日前日において、附則(平成18年規程第77号)第10項に基づく本給改定の経過措置の適用を受けている職員については、同項各号に定める額の算出に

つき、本規程の施行日から、下記のとおりとする。

(1) 第1号については、「切替日以降における扶養手当の支給額が、切替日の前日における扶養手当の支給額以上となる職員であって、切替日以降における本給月額と扶養手当の合計額が、切替日の前日における本給月額と扶養手当の合計額未満である職員に対しては、切替日の前日における本給月額及び扶養手当の合計額と、切替日以降の本給月額及び扶養手当の合計額の差額」とあるのを、「切替日以降における扶養手当の支給額が、切替日の前日における扶養手当の支給額以上となる職員であって、切替日以降における本給月額と扶養手当の合計額が、切替日の前日における本給月額と扶養手当の合計額未満である職員に対しては、切替日の前日における本給月額及び扶養手当の合計額に100分の99.76を乗じて得られた額(その額に1円未満の端数を生じたときは、第10条の規定にかかわらずこれを切り捨てた額)と、切替日以降の本給月額及び扶養手当の合計額の差額」と読み替える。

(2) 第2号については、「切替日の前日において扶養手当の支給を受けない職員及び切替日以降における扶養手当の支給額が切替日の前日における扶養手当の支給額未満である職員であって、切替日以降の本給月額が、切替日の前日における本給月額未満である職員に対しては、切替日の前日における本給月額と、切替日以降の本給月額の差額」とあるのを、「切替日の前日において扶養手当の支給を受けない職員及び切替日以降における扶養手当の支給額が切替日の前日における扶養手当の支給額未満である職員であって、切替日以降の本給月額が、切替日の前日における本給月額未満である職員に対しては、切替日の前日における本給月額に100分の99.76を乗じて得られた額(その額に1円未満の端数を生じたときは、第10条の規定にかかわらずこれを切り捨てた額)と、切替日以降の本給月額の差額」と読み替える。

附 則 (平21規程第64号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平22規程第33号)

1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、職員給与規程により算出される期末手当の額(以下「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの期間において職員以外の者又は職員であって適用される本給表並びに級及び号が表に定める本給表欄、級欄及び号欄に掲げるものであるもの以外の職員(以下「調整対象職員」という。))となった

者にあつては、その調整対象職員となつた日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日）において調整対象職員が受けるべき本給、役職手当、船員手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び単身赴任手当から第28条第2項に定める加算額を除いた額の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額（第3号において「第1号基礎額」という。）に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかつた期間、本給を支給されなかつた期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

（2）平成22年6月1日において調整対象職員であつた者に同月に支給された期末手当の額に100分の0.28を乗じて得た額

（3）第1号基礎額又は第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

【減額対象外職員となつた者】

本給表	級	号
本給表A	1級	第1号から第40号まで
	2級	第1号から第60号まで
	3級	第1号から第60号まで
	4級	第1号から第35号まで
	5級	第1号から第8号まで
本給表B	1級	第1号から第96号まで
	2級	第1号から第72号まで
	3級	第1号から第40号まで
	4級	第1号から第24号まで
	5級	第1号から第4号まで

（55歳を超える職員の本給等の減額支給措置）

3 平成30年3月31日までの間、55歳を超える職員（本給表Aの6級以上又は本給表Bの5級以上の適用を受ける者であつて、その号がその級の最低の号でない者に限る。以下本項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日以後最初の4月1日（平成22年3月31日以前に55歳に達した職員については本規程の施行日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ各号に定める額に相当する額を減ずる。

（1）本給 当該特定職員の本給月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の本給月額に100分の98.5を乗じて得た額が当該特定職員の属する級における最低の号の本給月額に達しない場合（以下この項において「最低の号に達しない場合」

という。)においては、当該特定職員の本給月額から当該特定職員の属する級における最低の号の本給月額を減じた額(以下この項において「減額基礎額」という。)

(2) 地域手当 当該特定職員の本給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低の号に達しない場合においては、減額基礎額に対する地域手当の月額)

(3) 広域異動手当 当該特定職員の本給月額に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低の号に達しない場合においては、減額基礎額に対する広域異動手当の月額)

(4) 期末手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員の受けるべき給与月額から附則第4項に規定する経過措置額及び扶養手当を除き第31条第2項及び第3項の規定により算出された額に100分の1.5を乗じて得た額(最低の号に達しない場合は、減額基礎額を基に附則第4項に規定する経過措置額及び扶養手当を除き第31条第2項及び第3項の規定により算出された額)

(5) 研究員調整手当 当該特定職員の本給月額に対する研究員調整手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低の号に達しない場合は、減額基礎額に対する研究員調整手当の月額)

(6) 退職者等の給与 次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第33条第1項 第1号から第4号までに定める額

イ 第33条第2項又は第3項 第1号から第4号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ウ 第33条第4項 第1号から第4号までに定める額に100分の60を乗じて得た額

(7) 船員手当 当該特定職員の受けるべき月額に100分の1.5を乗じて得た額

(8) 役職手当 当該特定職員の受けるべき月額に100分の1.5を乗じて得た額

(9) 時間単価 第9条の規定により算出された額に100分の1.5を乗じて得た額(最低の号に達しない場合には、減額基礎額を基に第9条の規定により算出された額に100分の1.5を乗じて得た額)

(本給改定に伴う経過措置の改正について)

4 本規程の施行日前日において、附則(平18規程第77号)第10項に基づく本給改定の経過措置の適用を受けている職員については、同項各号に定める額の算出につき、本規程の施行日から、下記のとおりとする。

(1) 第1号については、「切替日以降における扶養手当の支給額が、切替日の前日における扶養手当の支給額以上となる職員であって、切替日以降における本給月額と扶養手当の合計額が、切替日の前日における本給月額と扶養手当の合計額未満である職員に対しては、切替日の前日における本給月額及び扶養手当の合計額と、切替日以降の本給月額及び扶養手当の合計額の差額」を、「切替日以降における扶養手当の支給額が、切

替日の前日における扶養手当の支給額以上となる職員であって、切替日以降における本給月額と扶養手当の合計額が、切替日の前日における本給月額と扶養手当の合計額未満である職員に対しては、切替日の前日における本給月額及び扶養手当の合計額に100分の99.59を乗じて得られた額（その額に1円未満の端数を生じたときは、第10条の規定にかかわらずこれを切り捨てた額）と、切替日以降の本給月額及び扶養手当の合計額の差額」（前項の適用を受ける職員にあつては、「切替日以降における扶養手当の支給額が、切替日の前日における扶養手当の支給額以上となる職員であって、切替日以降における本給月額と扶養手当の合計額が、切替日の前日における本給月額と扶養手当の合計額未満である職員に対しては、切替日の前日における本給月額及び扶養手当の合計額に100分の99.59を乗じて得られた額（その額に1円未満の端数を生じたときは、第10条の規定にかかわらずこれを切り捨てた額）と、切替日以降の本給月額及び扶養手当の合計額の差額に100分の98.5を乗じて得られた額）」と読み替える。

(2) 第2号については、「切替日の前日において扶養手当の支給を受けない職員及び切替日以降における扶養手当の支給額が切替日の前日における扶養手当の支給額未満である職員であって、切替日以降の本給月額が、切替日の前日における本給月額未満である職員に対しては、切替日の前日における本給月額と、切替日以降の本給月額の差額」とあるのを、「切替日の前日において扶養手当の支給を受けない職員及び切替日以降における扶養手当の支給額が切替日の前日における扶養手当の支給額未満である職員であって、切替日以降の本給月額が、切替日の前日における本給月額未満である職員に対しては、切替日の前日における本給月額に100分の99.59を乗じて得られた額（その額に1円未満の端数を生じたときは、第10条の規定にかかわらずこれを切り捨てた額）と、切替日以降の本給月額の差額」（前項の適用を受ける職員にあつては、「切替日の前日において扶養手当の支給を受けない職員及び切替日以降における扶養手当の支給額が切替日の前日における扶養手当の支給額未満である職員であって、切替日以降の本給月額が、切替日の前日における本給月額未満である職員に対しては、切替日の前日における本給月額に100分の99.59を乗じて得られた額（その額に1円未満の端数を生じたときは、第10条の規定にかかわらずこれを切り捨てた額）と、切替日以降の本給月額の差額に100分の98.5を乗じて得られた額）」と読み替える。

附 則（平23規程第10号）

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

（平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 平成24年6月に支給する期末手当の額は、職員給与規程により算出される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）の合計額（以下この項において「調

調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成23年4月1日(同月2日から施行日までの期間において職員以外の者又は職員であつて適用される本給表並びに級及び号がそれぞれ次の表の本給表欄、級欄及び号欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員(以下この項において「調整対象職員」という。)となつた者にあつては、その調整対象職員となつた日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日)において調整対象職員が受けるべき本給、役職手当、船員手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び単身赴任手当から第28条第2項に定める加算額を除いた額の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかつた期間、本給を支給されなかつた期間、調整対象職員以外の職員であつた期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成23年6月1日において調整対象職員であつた者に同月に支給された期末手当の額に100分の0.37を乗じて得た額並びに同年12月1日において調整対象職員であつた者に同月に支給された期末手当の額に100分の0.37を乗じて得た額

本給表	級	号
本給表A	1級	第1号から第40号まで
	2級	第1号から第60号まで
	3級	第1号から第72号まで
	4級	第1号から第42号まで
	5級	第1号から第13号まで
本給表B	1級	第1号から第108号まで
	2級	第1号から第84号まで
	3級	第1号から第52号まで
	4級	第1号から第36号まで
	5級	第1号から第16号まで

(本給改定に伴う経過措置の改正について)

3 本規程の施行日前日において、附則(平18規程第77号)第10項に基づく本給改定の経過措置の適用を受けている職員については、平成26年3月31日までの間、同項各号に定める額の算出につき、本規程の施行日から、下記のとおりとする。

(1) 第1号については、「切替日以降における扶養手当の支給額が、切替日の前日における扶養手当の支給額以上となる職員であつて、切替日以降における本給月額と扶養

手当の合計額が、切替日の前日における本給月額と扶養手当の合計額未満である職員に対しては、切替日の前日における本給月額及び扶養手当の合計額と、切替日以降の本給月額及び扶養手当の合計額の差額」を、「切替日以降における扶養手当の支給額が、切替日の前日における扶養手当の支給額以上となる職員であって、切替日以降における本給月額と扶養手当の合計額が、切替日の前日における本給月額と扶養手当の合計額未満である職員に対しては、切替日の前日における本給月額及び扶養手当の合計額に100分の99.1を乗じて得られた額（その額に1円未満の端数を生じたときは、第10条の規定にかかわらずこれを切り捨てた額）と、切替日以降の本給月額及び扶養手当の合計額の差額」（附則（平22規程第33号）第3項の適用を受ける職員にあつては、「切替日以降における扶養手当の支給額が、切替日の前日における扶養手当の支給額以上となる職員であって、切替日以降における本給月額と扶養手当の合計額が、切替日の前日における本給月額と扶養手当の合計額未満である職員に対しては、切替日の前日における本給月額及び扶養手当の合計額に100分の99.1を乗じて得られた額（その額に1円未満の端数を生じたときは、第10条の規定にかかわらずこれを切り捨てた額）と、切替日以降の本給月額及び扶養手当の合計額の差額に100分の98.5を乗じて得られた額）」と読み替える。

（2）第2号については、「切替日の前日において扶養手当の支給を受けない職員及び切替日以降における扶養手当の支給額が切替日の前日における扶養手当の支給額未満である職員であって、切替日以降の本給月額が、切替日の前日における本給月額未満である職員に対しては、切替日の前日における本給月額と、切替日以降の本給月額の差額」とあるのを、「切替日の前日において扶養手当の支給を受けない職員及び切替日以降における扶養手当の支給額が切替日の前日における扶養手当の支給額未満である職員であって、切替日以降の本給月額が、切替日の前日における本給月額未満である職員に対しては、切替日の前日における本給月額に100分の99.1を乗じて得られた額（その額に1円未満の端数を生じたときは、第10条の規定にかかわらずこれを切り捨てた額）と、切替日以降の本給月額の差額」（附則（平22規程第33号）第3項の適用を受ける職員にあつては、「切替日の前日において扶養手当の支給を受けない職員及び切替日以降における扶養手当の支給額が切替日の前日における扶養手当の支給額未満である職員であって、切替日以降の本給月額が、切替日の前日における本給月額未満である職員に対しては、切替日の前日における本給月額に100分の99.1を乗じて得られた額（その額に1円未満の端数を生じたときは、第10条の規定にかかわらずこれを切り捨てた額）と、切替日以降の本給月額の差額に100分の98.5を乗じて得られた額）」と読み替える。

附 則（平24規程第11号）

この規程は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平 2 4 規程第 3 4 号）

- 1 この規程は、平成 2 5 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行にあたり、第 1 3 条第 2 項第 1 号及び第 1 4 条の規定にかかわらず、平成 2 5 年 4 月 1 日に職員の号俸を 1 号昇給させる。ただし、第 1 3 条第 2 項第 2 号、第 3 号及び第 5 号に該当する職員については昇給しないものとする。この場合、第 1 3 条第 2 項第 5 号の「昇給日」を「平成 2 5 年 4 月 1 日」と読み替える。

附 則（平 2 5 規程第 7 3 号）

（施行期日）

この規程は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 6 規程第 1 3 号）

この規程は、平成 2 6 年 1 2 月 1 日から施行し、改正後の第 2 7 条第 2 項第 2 号イからケまでの規定並びに別表第 1 及び別表第 2 の規定は、平成 2 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平 2 6 規程第 3 9 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。
（本給の切替に伴う経過措置）
- 2 平成 2 7 年 4 月 1 日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額に地域手当及び広域異動手当の月額を加えた額（以下「本給月額等」という。）が平成 2 7 年 3 月 3 1 日に受けていた本給月額等に達しないこととなる者には、平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの間、本給月額等のほか、平成 3 0 年 3 月 3 1 日までに受けている本給月額等と平成 2 7 年 3 月 3 1 日に受けていた本給月額等との差額に相当する額（附則（平 2 2 規程第 3 3 号）第 3 項に定める特定職員にあっては（特定職員以外の者が 5 5 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日以後）、本給月額等のほか平成 3 0 年 3 月 3 1 日までに受けている本給月額等と平成 2 7 年 3 月 3 1 日に受けていた本給月額等との差額に相当する額に 1 0 0 分の 9 8. 5 を乗じて得た額）を支給する。
- 3 平成 2 7 年 4 月 1 日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員のうち、第 2 5 条の 3 に定める研究員調整手当の支給を受ける者であって、その者の受ける本給月額が平成 2 7 年 3 月 3 1 日に受けていた本給月額に達しないこととなるものには、平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの間、当該期間に受けている本給月額と平成 2 7 年 3 月 3 1 日に受けていた本給月額との差額に 1 0 0 分の 6 を乗じて得た額を研究員調整手当に加えて支給する。

4 第31条第2項に定める給与月額には、第2項に基づき支給する平成30年3月31日までに受けている本給月額等と平成27年3月31日に受けていた本給月額等との差額に相当する額（附則（平22規程第33号）第3項に定める特定職員にあっては（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日以後）、本給月額等のほか平成30年3月31日までに受けている本給月額等と平成27年3月31日に受けていた本給月額等との差額に相当する額に100分の98.5を乗じて得た額）を含むものとする。

5 第31条第2項第1号に定める本給月額には、平成27年4月1日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が平成27年3月31日に受けていた本給月額に達しないこととなるものに対し支給される、平成30年3月31日までに受けている本給月額と平成27年3月31日に受けていた本給月額との差額に相当する額（附則（平22規程第33号）第3項に定める特定職員にあっては（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日以後）、本給月額のほか平成30年3月31日までに受けている本給月額と平成27年3月31日に受けていた本給月額との差額に相当する額に100分の98.5を乗じて得た額）を含むものとする。

6 平成30年3月31日までの間、平成27年4月1日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額等が平成27年3月31日に受けていた本給月額等に達しないこととなるものに限り、第31条第2項第2号に定める「本給月額及びこれに対する地域手当及び広域異動手当の合計額」は「本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当並びに平成30年3月31日までに受けている本給月額等と平成27年3月31日に受けていた本給月額等との差額に相当する額の合計額」と読み替えるものとする。

附 則（平26規程第72号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平27規程第15号）

この規程は、平成28年2月12日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平27規程第38号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平28規程第9号）

1 この規程は、平成28年12月1日から施行し、第11条の2は平成28年4月1日から適用する。

(扶養手当支給額の改定に関する経過措置)

2 平成28年12月1日から平成32年3月31日までの間においては第23条第3項の定めにかかわらず、次の各号に定めるとおり扶養手当を支給する。

(1) 第23条第1項各号に定める扶養親族に係る扶養手当の月額は次のとおりとする。

	職種及びキャリア並びに職員の職務における責任の程度及び職務の内容	平成28年12月1日から平成29年3月31日までの間における月額	平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における月額	平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における月額	平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における月額
第23条第1項第1号に該当する扶養親族	上席研究員、上席技術研究員、技術統括、海事統括、事務統括又は事務専門統括のいずれかである職員であって、役職手当1号から4号のいずれかを受ける職員	13,000円	10,000円	6,500円	3,500円
	上席研究員若しくは上席技術研究員のいずれかである職員であって、役職手当5号から9号のいずれかを受ける職員又は技術主幹、海事主幹、事務主幹若しくは事務専門主幹のいずれかである職員であって、役職手当1号から9号のいずれかを受ける職員	13,000円	10,000円	6,500円	3,500円
	上記以外の職員	13,000円	10,000円	6,500円	6,500円
第23条第1項第2号に該		扶養親族1人につき6,500	扶養親族1人につき8,000	扶養親族1人につき10,000	扶養親族1人につき10,000

当する扶養親族		円	0円	00円	00円
第23条第1項第3号から第5号に該当する扶養親族	上席研究員、上席技術研究員、技術統括、海事統括、事務統括又は事務専門統括のいずれかである職員であって、役職手当1号から4号のいずれかを受ける職員	扶養親族 1人につき 6,500円	扶養親族 1人につき 6,500円	扶養親族 1人につき 6,500円	扶養親族 1人につき 3,500円
	上席研究員若しくは上席技術研究員のいずれかである職員であって、役職手当5号から9号のいずれかを受ける職員又は技術主幹、海事主幹、事務主幹若しくは事務専門主幹のいずれかである職員であって、役職手当1号から9号のいずれかを受ける職員	扶養親族 1人につき 6,500円	扶養親族 1人につき 6,500円	扶養親族 1人につき 6,500円	扶養親族 1人につき 3,500円
	上記以外の職員	扶養親族 1人につき 6,500円	扶養親族 1人につき 6,500円	扶養親族 1人につき 6,500円	扶養親族 1人につき 6,500円

(2) 職員に配偶者が不在の場合にあつては、前号に規定する額に次のア又はイに規定する額を加算して支給する。

ア 平成28年12月1日から平成29年3月31日までの間は、第23条第1項第2号から第5号に該当する扶養親族のうち1人については4,500円を加算する。

イ 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第23条第1項第2号に該当する扶養親族のうち1人については2,000円を加算する。第23条第1項第2号に該当する扶養親族がない場合は、同条第1項第3号から第5号に該当する扶養親族のうち1人について2,500円を加算する。

(3) 平成28年12月1日から平成30年3月31日までの間は、扶養親族たる子、

父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（第23条第5項第2号に該当する場合を除く。）及び配偶者を有するに至った場合（第23条第5項第1号に該当する場合を除く。）の届出、扶養手当の支給の開始及び終了並びに扶養手当の支給額の改定は第23条第5項から第7項を準用する。

附 則（平29規程第29号）

この規程は、平成29年12月20日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平30規程第10号）

- 1 この規程は、平成31年2月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日までの間、第23条第3項第1号並びに附則（平28規程第9号）第2項第1号及び同第2項第3号において「海事統括、事務統括又は事務専門統括」は「海事統括又は事務統括」、また「海事主幹、事務主幹若しくは事務専門主幹」は「海事主幹若しくは事務主幹」と読み替えるものとする。

附 則（平30規程第16号）

この規程は、平成31年2月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。ただし、第31条第2項ただし書については平成31年4月1日から適用する。

附 則（令1規程第48号）

- 1 この規程は、令和元年12月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
（住居手当の改定に関する経過措置）
- 2 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間においては、第26条第1項第1号及び第3号中「16,000円」を「12,000円」に読み替え、同条第2項第1号ア中「27,000円」を「23,000円」に、「16,000円」を「12,000円」に読み替え、同号イ中「27,000円」を「23,000円」に、「17,000円」を「16,000円」に読み替える。
- 3 令和2年3月31日において第26条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であつて、令和2年4月1日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っている職員のうち、次の各号のいずれかに該当する職員に対しては、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、令和2年3月に支給されていた住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で別に定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。
（1）令和2年4月1日以後、第26条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる

職員

(2) 令和2年4月1日以後、第26条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を旧手当額から減じた額が2,000円を超えることとなる職員

4 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (令1規程第94号)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 令和2年3月31日において、別表第1に定める本給表以外の本給表が適用されていた職員には、令和2年4月1日から別表第1に定める本給表を適用する。

3 前項に該当する者の級は、理事長が定める。

4 第2項に該当する者の号給は、別表第1に定める本給表のうち前項により定められた級における、令和2年4月1日における当該者の本給と同じ金額の号給とし、同じ金額がなければ直近上位の号給とする。

5 前項によっても、第3項により定められた級において該当する号給がない者の号給は、当該級のうち最高の号給によることとするとともに、当該者の本給は令和2年3月31日における本給と同額とする。また、当該者は昇級しない限り、第13条第2項第1号及び第2号の規定にかかわらず昇給しない。

附 則 (令1規程第99号)

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附 則 (令2規程第26号)

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則 (令4規程第8号)

この規程は、令和4年8月1日から施行する。

附 則 (令4規程第21号)

この規程は、令和4年9月7日から施行する。

附 則 (令4規程第40号)

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則 (令4規程第63号)

この規程は、令和4年12月5日から施行する。

附 則（令4規程第101号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令5規程第39号）

この規程は、令和5年11月29日から施行する。ただし、第11条第2項別表第1及び附則第6項の規定は、令和5年4月1日から適用する。

別表第1（第11条第2項 本給表A）

号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	180,500	207,400	246,400	290,400	349,000	385,600	428,900
2	182,000	210,200	248,600	292,700	351,400	388,100	431,600
3	183,700	213,000	251,000	294,900	353,600	390,500	433,900
4	185,500	215,200	253,100	296,800	355,700	393,100	436,400
5	187,200	217,900	255,200	298,000	358,100	395,300	438,900
6	188,800	220,600	257,500	300,200	360,300	397,800	441,400
7	190,000	222,800	259,000	302,600	362,500	400,200	444,000
8	191,800	225,100	261,100	304,700	364,800	402,600	446,700
9	193,100	227,200	262,800	306,500	366,800	405,100	449,300
10	194,300	229,400	263,900	308,500	368,400	407,500	452,000
11	196,100	231,100	266,000	310,600	370,300	409,900	454,600
12	197,300	233,400	267,900	312,500	372,200	412,300	457,300
13	199,000	235,600	270,200	314,300	374,100	414,500	459,900
14	200,500	237,600	272,300	316,300	375,500	416,800	462,200
15	202,000	239,700	274,400	318,200	377,300	419,000	464,800
16	203,700	241,800	276,700	320,100	379,100	421,400	467,500
17	204,900	243,600	278,700	321,800	380,900	423,700	470,100
18	206,000	245,800	280,900	323,700	382,600	426,200	472,700
19	207,200	247,900	283,000	325,500	384,400	428,500	475,300
20	208,600	249,600	284,900	327,400	386,200	430,800	477,900
21	210,000	251,200	286,600	328,800	388,000	433,200	480,500
22	211,400	252,500	288,800	330,700	389,900	435,600	483,200
23	212,800	254,100	290,600	332,200	391,700	438,000	485,800
24	214,500	255,600	292,600	334,000	393,500	440,200	488,500
25	215,800	257,100	294,400	335,800	395,200	442,500	491,100
26	217,200	259,100	296,200	337,500	397,100	444,900	493,700
27	218,500	260,900	297,900	339,200	398,900	447,300	496,100
28	219,900	263,000	299,800	341,000	400,700	449,500	498,400
29	221,000	265,000	301,600	342,700	402,500	451,900	500,900
30	221,800	266,900	303,000	344,400	404,200	454,200	503,300
31	222,800	268,700	304,800	346,200	406,000	456,600	505,600
32	223,800	270,700	306,600	347,900	407,900	458,800	507,900

33	224,600	272,500	308,300	349,400	409,500	461,100	510,300
34	225,500	274,400	309,900	351,000	411,300	463,600	512,300
35	226,500	276,100	311,700	352,600	413,100	465,800	514,600
36	227,500	277,900	313,400	353,900	414,900	467,800	517,000
37	228,300	280,000	315,100	355,400	416,500	470,000	519,300
38	228,900	281,700	316,800	356,600	418,100	472,200	521,800
39	229,800	283,100	318,600	358,000	419,800	474,400	524,000
40	230,700	284,000	320,100	359,400	421,300	476,800	526,200
41		285,000	321,700	360,700	422,900	479,000	528,500
42		286,000	323,200	361,900	424,600	481,300	530,400
43		287,200	324,500	362,900	426,300	483,500	532,200
44		288,400	325,900	363,900	427,700	485,600	534,000
45		289,600	327,500	364,900	429,300	487,900	535,800
46		290,400	328,400	365,900	430,900	490,000	537,500
47		291,400	329,300	367,000	432,500	492,200	539,300
48		292,400	330,100	367,900	433,800	494,400	540,900
49		293,400	330,900	368,800	435,200	496,400	542,700
50		294,200	331,500	369,700	436,500	498,500	544,100
51		295,300	332,300	370,300	437,900	500,500	545,600
52		296,300	333,200	371,300	438,700	501,600	546,800
53		297,400	334,100	372,200	439,300	503,500	548,300
54		298,500	335,000	373,000	439,900	505,100	549,700
55		299,600	335,800	373,900	440,500	506,800	551,000
56		300,700	336,700	374,900	440,800	508,500	552,200
57		301,900	337,500	375,800	441,300	510,200	553,500
58		302,900	338,200	376,700	441,800	511,800	554,800
59		304,000	339,100	377,500	442,100	513,300	555,900
60		305,100	340,000	378,500	442,700	514,900	557,100
61			340,500	379,300	442,900	516,300	558,300
62			341,300	380,300	443,100	517,700	559,400
63			341,900	381,300	443,600	519,100	560,400
64			342,700	382,300	443,900	520,600	561,600
65			343,500	383,200	444,100	521,900	562,600
66			344,300	384,200	444,400	522,800	562,900
67			345,100	385,200	444,700	523,700	563,200

68			345,900	386,300	445,400	524,600	563,500
69			346,700	387,100	445,600	525,500	563,900
70			347,600	387,900	445,700	526,000	564,200
71			348,500	388,700	445,800	526,400	564,400
72			349,400	389,500	446,200	526,700	564,700
73			350,000	390,300	446,600	527,100	565,100
74			350,700	391,100	447,200	527,300	565,400
75			351,300	391,900	447,900	527,400	565,700
76				392,700	448,600	527,500	566,000
77				393,500	449,200	527,700	566,400
78				394,300	449,700	527,800	566,700
79				395,100	450,300	527,900	567,000
80				395,900	451,000	528,000	567,300
81		(大卒初 任給)				528,200	567,700
82		211,600				528,300	567,900
83						528,400	568,200
84						528,600	568,500
85						529,000	568,900
86							569,300
87							569,700
88							570,100
89							570,500
90							570,900
91							571,300
92							571,700
93							572,100
94							572,500
95							572,900
96							573,300
97							573,700
98							574,100
99							574,500
100							574,900
101							575,300

102							575,700
103							576,100
104							576,500
105							576,900

別表第2（第11条第2項 本給表S）

号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	126,400	145,200	172,500	203,300	244,300	269,900	300,200
2	127,400	147,100	174,000	204,900	246,000	271,700	302,100
3	128,600	149,100	175,700	206,400	247,500	273,400	303,700
4	129,900	150,600	177,200	207,800	249,000	275,200	305,500
5	131,000	152,500	178,600	208,600	250,700	276,700	307,200
6	132,200	154,400	180,300	210,100	252,200	278,500	309,000
7	133,000	156,000	181,300	211,800	253,800	280,100	310,800
8	134,300	157,600	182,800	213,300	255,400	281,800	312,700
9	135,200	159,000	184,000	214,600	256,800	283,600	314,500
10	136,000	160,600	184,700	216,000	257,900	285,300	316,400
11	137,300	161,800	186,200	217,400	259,200	286,900	318,200
12	138,100	163,400	187,500	218,800	260,500	288,600	320,100
13	139,300	164,900	189,100	220,000	261,900	290,200	321,900
14	140,400	166,300	190,600	221,400	262,900	291,800	323,500
15	141,400	167,800	192,100	222,700	264,100	293,300	325,400
16	142,600	169,300	193,700	224,100	265,400	295,000	327,300
17	143,400	170,500	195,100	225,300	266,600	296,600	329,100
18	144,200	172,100	196,600	226,600	267,800	298,300	330,900
19	145,000	173,500	198,100	227,900	269,100	300,000	332,700
20	146,000	174,700	199,400	229,200	270,300	301,600	334,500
21	147,000	175,800	200,600	230,200	271,600	303,200	336,400
22	148,000	176,800	202,200	231,500	272,900	304,900	338,200
23	149,000	177,900	203,400	232,500	274,200	306,600	340,100
24	150,200	178,900	204,800	233,800	275,500	308,100	342,000
25	151,100	180,000	206,100	235,100	276,600	309,800	343,800
26	152,000	181,400	207,300	236,300	278,000	311,400	345,600
27	153,000	182,600	208,500	237,400	279,200	313,100	347,300

28	153,900	184,100	209,900	238,700	280,500	314,700	348,900
29	154,700	185,500	211,100	239,900	281,800	316,300	350,600
30	155,300	186,800	212,100	241,100	282,900	317,900	352,300
31	156,000	188,100	213,400	242,300	284,200	319,600	353,900
32	156,700	189,500	214,600	243,500	285,500	321,200	355,500
33	157,200	190,800	215,800	244,600	286,700	322,800	357,200
34	157,900	192,100	216,900	245,700	287,900	324,500	358,600
35	158,600	193,300	218,200	246,800	289,200	326,100	360,200
36	159,300	194,500	219,400	247,700	290,400	327,500	361,900
37	159,800	196,000	220,600	248,800	291,600	329,000	363,500
38	160,200	197,200	221,800	249,600	292,700	330,500	365,300
39	160,900	198,200	223,000	250,600	293,900	332,100	366,800
40	161,500	198,800	224,100	251,600	294,900	333,800	368,300
41		199,500	225,200	252,500	296,000	335,300	370,000
42		200,200	226,200	253,300	297,200	336,900	371,300
43		201,000	227,200	254,000	298,400	338,500	372,500
44		201,900	228,100	254,700	299,400	339,900	373,800
45		202,700	229,300	255,400	300,500	341,500	375,100
46		203,300	229,900	256,100	301,600	343,000	376,300
47		204,000	230,500	256,900	302,800	344,500	377,500
48		204,700	231,100	257,500	303,700	346,100	378,600
49		205,400	231,600	258,200	304,600	347,500	379,900
50		205,900	232,100	258,800	305,600	349,000	380,900
51		206,700	232,600	259,200	306,500	350,400	381,900
52		207,400	233,200	259,900	307,100	351,100	382,800
53		208,200	233,900	260,500	307,500	352,500	383,800
54		209,000	234,500	261,100	307,900	353,600	384,800
55		209,700	235,100	261,700	308,400	354,800	385,700
56		210,500	235,700	262,400	308,600	356,000	386,500
57		211,300	236,300	263,100	308,900	357,100	387,500
58		212,000	236,700	263,700	309,300	358,300	388,400
59		212,800	237,400	264,300	309,500	359,300	389,100
60		213,600	238,000	265,000	309,900	360,400	390,000
61			238,400	265,500	310,000	361,400	390,800
62			238,900	266,200	310,200	362,400	391,600

63			239,300	266,900	310,500	363,400	392,300
64			239,900	267,600	310,700	364,400	393,100
65			240,500	268,200	310,900	365,300	393,800
66			241,000	268,900	311,100	366,000	394,000
67			241,600	269,600	311,300	366,600	394,200
68			242,100	270,400	311,800	367,200	394,500
69			242,700	271,000	311,900	367,900	394,700
70			243,300	271,500	312,000	368,200	394,900
71			244,000	272,100	312,100	368,500	395,100
72			244,600	272,700	312,300	368,700	395,300
73			245,000	273,200	312,600	369,000	395,600
74			245,500	273,800	313,000	369,100	395,800
75			245,900	274,300	313,500	369,200	396,000
76				274,900	314,000	369,300	396,200
77				275,500	314,400	369,400	396,500
78				276,000	314,800	369,500	396,700
79				276,600	315,200	369,500	396,900
80				277,100	315,700	369,600	397,100
81						369,700	397,400
82						369,800	397,500
83						369,900	397,700
84						370,000	398,000
85						370,300	398,200
86							398,500
87							398,800
88							399,100
89							399,400
90							399,600
91							399,900
92							400,200
93							400,500
94							400,800
95							401,000
96							401,300
97							401,600

98							401,900
99							402,200
100							402,400
101							402,700
102							403,000
103							403,300
104							403,600
105							403,800